## 「川崎市行財政改革第2期プログラム基本的な考え方」等に関する行財政改革推進委員会からいただいた意見への対応状況

	テーマ	//m·本·日	対応状況		
	ナーマ	御意見	考え方	「素案」への反映等	
		平成28年度の取組評価では、職員の人材育成や多様な主体との協働・連携の取組で効果を測定できていないケースが多い状況であったが、効果の測定により、取組の有効性を検証すること、取組の見える化を図ることは、大変重要であることから、それぞれの取組の目的に照らし、工夫を凝らしながら、第2期プログラムでは、より多くの指標設定を行うことが望ましい。		「素案」への反映等 指標全体の設定状況 定量的又は定性的な面からの取組実績や効果の把握による、的確かつ客観的な進行管理・評価を可能とするための指標の設定を行った。 ・現行プログラム:63指標(/176改革課題) ・第2期プログラム:109指標(/155改革課題) ※指標数は、1つの改革課題に複数の指標を設定しているものも含めて合計数をカウントしている。 人材育成 取組3-(1)「計画的な人材育成・有為な人材確保」な	
1	評価(指標)			どで、各種アンケート等を指標として活用した(14件/18件中)。 ・「効率的・効果的なOJTの推進や研修の実施等による計画的な人材育成の推進」(総務企画局)の指標として、「研修やOJTに対する取組が職員としての意識やスキルの向上に役に立っていると考える職員の割合(働き方についてのアンケート調査)」や、「市職員が市民とともに地域の課題に取り組もうとしていると考えている市民の割合(川崎市総合計画に関する市民アンケート調査)」を設定(「素案」P.96)。 ・「区役所における行政のプロフェッショナルの育成」(市民文化局)の指標として、「地域づくりにかかわる区役所職	
		「夕母か子は私に担えせることのの母とにないより切倒、古典	明ケー会加し物質によりは計画時間かっなるとしている様	員の地域づくり研修参加率」を設定(「素案」P.98)。	
2		「多様な主体が共に担うまちづくりの推進」における協働・連携の取組の成果指標として、例えば、講座等に参加したメンバーが、他の主体にどの程度まで広報・アプローチできたかについて、新規参加者の増加数などで計測するなどの手法も考えられる。	築に向けて、関係局で検討を進めているところであり、平成	取組1-(1)「参加と協働・連携による多様な主体が共に担うまちづくりの推進」の全ての取組について指標を設定した(23件/23件中)。 ・「川崎駅周辺の魅力あるまちづくりの推進に向けたかわさきTMO等の民間団体との協力・連携」(経済労働局)の指標として、「川崎駅周辺イベント等における協力団体数」を	

	テーマ	御意見	対応状況	
	7-4	一	考え方	「素案」への反映等
3	評価(指標)	区役所サービスの向上に向けた取組の推進においては、成果指標として「区役所利用者のサービス満足度」が活用できると考える。 また、区役所改革の推進の成果指標としては、区役所職員の意識調査を行い、将来像の共有の度合いや、活動への参加の度合いを測ることなども考えられる。	要なことであると認識しており、それらに向けて、「区役所改革の基本方針」について各区役所に赴き、職員向けに丁寧に説明を行い、共有を図ってきたところである。	度」等を指標として活用した(5件/5件中)。
4	改革理念の具体化	「基本的な考え方」の全体的な方向性は良いとしても、具体的に第2期プログラムの取組にどのようにつなげていくかが問題で、取組の優先順位づけや、スケジュール、財政的な面による実効性の確保、さらには本当に職員意識が変わるのかといった点を十分に意識し、プログラムに落としこんでいくことが大切である。	行財政改革の基本理念に基づく取組を具体化し、それらの 取組の実効性をきちんと確保していくことは、改革を推進する上で重要であると認識している。 そのため、各改革課題において、計画期間中の具体的な取 組内容や、可能なものについては、指標とその目標値を設定 できるよう取組を進めてきた。 今後も、庁内一丸となった改革の推進が図れるよう、取り 組んでいく必要があるものと考えている。	員の質の向上や、効率的・効果的な行財政運営に向けて、3 つの改革の取組の柱に基づき、33の新規の改革課題を含む、 155の改革課題を位置付けた。 その中で、現行プログラムから継続した改革課題につい ても、次の4年間の新たな取組内容を検証するとともに、

	テーマ	御意見	対応状況	
	7-4		考え方	「素案」への反映等
5	参加と協働・連携	「多様な主体が共に担うまちづくりの推進」中で、地域で公園の管理運営を担っている場合などにおいて、市民の負担が大きいケースがある。地域に役割を担っていただく際に、市側が市民に対して一方的な負担を押し付ける結果とならないように、配慮すべき点などを示していく必要がある。地域包括ケアシステムのキーパーソンとして民生委員がいるが、地域でなかなか担い手が見つかりづらいという実情がある。地域の負担を軽減し担い手を増やすことができるよう、川崎らしい工夫を行い、もっと身軽に地域活動にかかわることができるシステムをつくっていくことも大切である。	域を構成する各主体による自立的な取組が進展するよう、地	取組1-(1)「参加と協働・連携による多様な主体が 共に担うまちづくりの推進」の取組の方向性の中で、「町 内会・自治会や市民活動団体等、地域で活動するさまざま な主体の状況に配慮しながら、地域活動の活性化に向けた 活動の担い手を増やす取組」を推進する必要性を明記した (「素案」P.17)。 また、第2期プログラムの中に民生委員についての個別 の記載はないが、同じく取組1-(1)の取組の方向性の 中で、地域包括ケアシステムの構築など地域課題の効果的 な解決等に向けて、「多彩な経験を持った高齢者や未来を 担う若い世代など、より多くの区民がかかわれるよう工夫 すること」を明記するとともに、地域の実情を踏まえ、社 会福祉協議会や分野ごとに市民活動にかかわる団体、中間 支援組織等との関係構築なども図りながら、地域人材の育 成支援などに取り組んでいくことを位置付けた(「素案」 P.17)。
7	民間部門の 活用	民間と行政とのかかわりについても、企業がノウハウをもっているからといって、任せっぱなしにしたりせず、市民サービスの向上に向けて、行政としてどのように民間との関係をつくっていくか、そのための職員の資質づくりも含めて考えていく必要がある。	協働・連携による防災やまちづくりの取組など、民間事業者の強み等を活かした形で、効率的・効果的な行財政運営を推進する必要がある。	取組2-(2)「市民サービス向上に向けた民間部門の活用」において、「市民サービスの安全性や継続性等を担保するため、主体的な意識のもとでの職員による適正なモニタリングや、これに基づく事業者との調整、さらには、これらの着実な実施に向けた体制、手法の見直し等を通じ、より質の高いサービスに向けた民間活用」を図っていくことの

	テーフ	テーマ 御意見	対応状況	
	) = 4		考え方	「素案」への反映等
8	ІСТ	ICT、データ活用、AIのめまぐるしい進化により、法制度の整備なども含めて、社会の大きな変革が見込まれる。行政としてどう取り組んでいくのか十分に意識する必要がある。		取組2-(4)「ICTの更なる活用」の取組の方向性に、「ICTにおける技術革新の急速な進展等による環境変化を的確に捉え」ていくことの必要性を明記した(「素案」P.54)。 また、ICTは「市民サービスの向上や行政運営の効率化」のみならず、「市民参加や協働・連携の促進、地域の活性化」など、多岐にわたる行政課題の解決に向けても有効であることから、更なる活用や、オープンデータ拡充等の取組を推進することとしている(「素案」P.54)。
9		「地方分権改革の推進」について、国ではなく、 <b>自治体として</b> やるべきことの明確化が必要である。市の取組をしっかりと職員 が意識していく必要がある。提案募集方式等の活用による積極的 な提案をしていくという意味では、取組3「育て、チャレンジする」ともかかわる取組である。	とが大切であると認識している。 また、提案募集方式の活用等は、チャレンジする人材の育	平成29年3月に策定した「新たな地方分権改革の推進に関する方針」に基づき、取組2-(12)「地方分権改革の推進」の取組の方向性の中で、「国や県からの事務・権限の移譲や地方に対する規制緩和、税財源の移譲等を一層推進するため、特別自治市制度の創設も視野に、指定都市市長
10	地方分権	義務付け・枠付けの見直しなどにより、指定都市の自由度が拡大される方向になっており、まだまだチャレンジする余地はある。		会等と連携し、また、市民の関心と理解も高めながら、更なる地方分権改革に取り組む」こととしている(「素案」P.77)。 改革課題における「具体的な取組内容」は以下のとおり。 ・権限移譲や義務付け・枠付けの見直しに向けた「提案募集 方式」の活用 ・新たな大都市制度の創設や税財政制度の見直しに関する 九都県市首脳会議、指定都市市長会等を通じた国等への要 請活動の実施 ・地方分権一括法等による制度改正への対応に向けた検討・ 調整 ・事務処理特例制度による権限移譲に向けた検討及び県と の協議

	テーマ	御意見	対応状況	
			考え方	「素案」への反映等
	内部統制	内部統制については、 <b>コンプライアンスだけでなく、行政サー</b>	平成 29 年の地方自治法改正により、内部統制に関する方針	取組2-(1)「市民ニーズへの的確な対応に向けた組織
		<b>ビスや行政内部のマネジメントの適正化も図る必要</b> がある。地域	の策定と、これに基づく体制の整備が義務付けられたことな	の最適化」の中で、「内部統制に関する体制整備」の位置づ
		の多様な主体との協働・連携等も進む中で、 <b>どう新しい形で内部統</b>	ども踏まえ、適正な事務処理の確保に向けて全庁の取組を推	けを行い (「素案」P.39)、また、取組2-(13)「内部の
		<b>制を構築していくか、問われている</b> ように思う。	進する必要がある。	業務改善による事務執行の効率化」の中で、「地方自治法の
				改正を踏まえた監査制度の見直し」の位置づけを行った
				(「素案」P.83)。これらに基づき、内部統制に関する方針策
11				定、体制整備、川崎市監査基準の策定等を進めていく。
				また、第2期プログラム等に基づき、全庁的な視点の中
				で、業務改善、人材育成、新たな市民サービスの提供手法等
				の検討を進め、今後も市民満足度の向上に向けた効率的・
				効果的な行財政運営に取り組んでいく。